

◆ 給与所得者の配偶者特別控除申告書 ◆

控除対象配偶者に該当する場合は、配偶者特別控除を受けることはできません

給与所得だけの場合は、平成23年中の給与所得の収入金額が12,315,790円を超えると、合計所得金額が10,000,000円を超えることになります

【給与所得のみの場合】
平成23年中の給与収入金額が103万円超141万円未満

【公的年金等に係る雑書得のみの場合】
平成23年中の公的年金等の収入金額が
65歳以上の人 158万円超196万円未満
65歳未満の人 108万円超1,513,334円未満

配	あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1,000万円を超える場合は申告できません。)	8,000,000	円	
	配偶者の氏名	スズキ ハナコ 鈴木 花子		
偶	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所			
	○ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。 <small>あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。また、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。</small>			
者	○ 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。			
	所得の種類	収入金額等 (a)	必要経費等 (b)	所得金額 (a)-(b)
	給与所得 ①	1,320,000	650,000	670,000
	事業所得 ②			
	雑所得 ③			
	配当所得 ④			
	不動産所得 ⑤			
	退職所得 ⑥		(退職所得控除額)	(a)-(b) × 1/2
①～⑥以外の所得 ⑦		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)	
	配偶者の合計所得金額 (①～⑦の合計額)	A	670,000 円	
別 控 除	○ 配偶者特別控除額の早見表			
	A 欄の金額	控除額 B		
	0 円から 380,000 円まで	0 円		
	380,001 円から 399,999 円まで	380,000 円		
	400,000 円から 449,999 円まで	360,000 円		
	450,000 円から 499,999 円まで	310,000 円		
	500,000 円から 549,999 円まで	260,000 円		
	550,000 円から 599,999 円まで	210,000 円		
	600,000 円から 649,999 円まで	160,000 円		
	650,000 円から 699,999 円まで	110,000 円		
	700,000 円から 749,999 円まで	60,000 円		
	750,000 円から 759,999 円まで	30,000 円		
760,000 円から	0 円			
配偶者特別控除額	B 欄の金額	11	万円	